

高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税の減額適用申告書

平成 年 月 日

(宛先) 下関市長

下関市税条例附則第10条の3第7項の規定により、次のとおり申告します。

申告者 (納税義務者)	住所	町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 番地 _____	
	フリガナ 氏名 (名称)	印	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 電話 _____
	個人番号 (法人番号)	/	
	家屋 の状況	所在地	
改修後の 住宅の 床面積が、 50㎡以上 280㎡以下	家屋番号	登記受付日	年 _____ 月 _____ 日
	種類	建築年月日	年 _____ 月 _____ 日 (対象: 新築後10年以上経過した住宅)
	構造	改修完了日	年 _____ 月 _____ 日
	床面積 (居住部分)	_____ ㎡ (_____ ㎡)	
	居住者 の状況	住所	町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 番地 _____
	フリガナ 氏名	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	居住者要件 (該当に○) ※各種確認書類 の写しが必要	① 65歳以上の者 ② 要介護認定又は要支援認定を受けている者 ③ 障害者	
改修工事 の内容 (該当に○)	① 廊下又は出入口の拡幅	⑤ 手すりの取付け	
	② 階段の勾配の緩和	⑥ 床の段差の解消	
	③ 浴室の改良	⑦ 引き戸への取替え	
	④ 便所の改良	⑧ 床表面の滑り止め化	
改修工事に要した費用	円 _____	改修工事完了日 から3月を経過 した後に申告書 を提出する場合、 3月以内に提出 できなかった理由	
国又は地方公共団体の補助金等	円 _____		
居宅介護住宅改修費	円 _____		
介護予防住宅改修費	円 _____		
控除後金額 (50万円超えたものが対象)	円 _____		

- 改修工事が完了した日から3月以内に、地方税法施行規則附則第7条第8項で定める書類(各種領収書、工事明細書及び改修箇所の写真(改修前・後)等)を添付して申告してください。(申告書の写真を除く添付書類は、原本を返還いたします。)
- バリアフリー改修に直接関係のない費用は含みません。
- 提出のあった書類との確認のため、必要に応じて現地確認を行う場合があります。

お問い合わせ先
〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市役所 資産税課 家屋係
(本庁舎新館 2階 青色3番窓口)
電話: 083-231-1473

